

東広島市教育委員会交際費支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この基準は、教育長又はこれに準じるものが、教育行政の円滑な執行を図るために教育委員会を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の適正な執行について必要な事項を定めるものである。

(支出の相手方)

第2条 交際費は、次の者（団体を含む）に対して支出することができる。

- (1) 東広島市教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にある者
- (2) 東広島市の教育行政の伸展に顕著な功績があった者
- (3) 災害又は事故等にあった者
- (4) その他前各号に掲げる者に準じるものとして、教育長が特に必要と認める者

(支出区分)

第3条 交際費の支出区分は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 儀礼的経費

ア 祝 金 慶事、記念式典、激励会等に対するお祝いに係る経費

イ 弔慰金 葬儀等における香典、生花等に係る経費

ウ 見舞金 病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費

(2) 社交的経費

ア 会 費 大会・会議・懇親会等（飲食を伴うものを含む）への参加に係る経費

イ 懇談費 各種団体等との意見交換、情報収集を目的とした協議、会合への参加に係る経費

(3) その他の経費 前2号に掲げるもの以外で、消耗品等必要な経費のほか、外部との交際上必要と認められる経費

(支出基準額)

第4条 別表のとおりとする。なお、それ以外の事案が発生した場合は、個別に精査の上、社会通念上妥当と認められる範囲内の額を支出する。

(公表)

第5条 交際費の公表については、東広島市公式ホームページに掲載し、公表するものとする。

(改正)

第6条 この基準は、適正な予算執行のため社会経済情勢の変化に配慮し、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分		支出の内容、相手など		支出基準額
儀礼的経費	祝 金	激励祝金	全国大会又は世界大会に出場する団体又は個人（市又は教育委員会が、出場に対して補助金等の応分の負担を行っている場合を除く）	1万円以内
		出席祝金	慶事、記念式典等行事への出席祝金	1万円以内（会費が提示されている場合は、その金額とする。）
	弔慰金	香 典	市長、市議会議長、教育委員長、教育長	2万円以内
			上記以外の者で別に定める者	1万円以内
		生花等	香典対象者の内、特に必要と認めた者	実費相当額（地域慣習による実勢額の範囲内）
	見舞金	病気見舞	教育行政に直接かつ密接な関係があった者の内、病気、事故等にあった者	1万円以内
		災害見舞	教育行政に直接かつ密接な関係があった者の内、災害等にあった者	社会通念上妥当と認められる額
社交的経費	会 費	教育行政上有益な団体等との飲食を伴う会合への参加費	提示された会費の額	
	懇談費	教育行政上有益な外部との公の意見交換、情報収集を目的とした懇談に要する経費	1万円以内	
その他の経費		消耗品等必要な経費のほか、外部との交際上必要と認められる経費		社会通念上妥当と認められる額